

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月20日	
神戸市長 殿	
提出者	
住 所 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 マルイト難波ビル	
氏 名 (株)浅沼組 大阪本店	
常務執行役員本店長 長谷川 清	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6585-5500	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 浅沼組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 マルイト難波ビル
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	2024年度完成工事高：441億円
③従業員数	349人(2025年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・コンガラ、アスガラ：解体工法やコンクリート打設計画の工夫及び仮設計画・仮舗装の範囲等の検討による発生量の削減。 ・木ずく：鋼製型枠の使用、実寸法での搬入等。 ・廃石膏ボード：プレカットによる搬入。 ・建設汚泥：工法の選択。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・上記事項を継続実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・作業所毎に混合廃棄物排出量の原単位目標を設定し、混合廃棄物としての排出量を減らすことにより分別を促進する。 ・主な分別材：コンガラ、アスガラ、木くず、廃石膏ボード、金属くず、ダンボール等。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記事項の実施状況を作業所巡視、環境パトロール等で指導し、更なる分別の促進に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 移動式破砕機によるコンガラの自ら利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 特に無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 特に無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 特に無し。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 産廃処理施設の現地確認。 ・ 産廃処理委託契約書の社内審査及び指導。 ・ 出来るだけ電子マニフェスト使用業者に委託する。 ・ 出来るだけリサイクル率の高い処理業者を選定する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記事項を継続実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

※建設工事、解体工事、改修工事等

①がれき類（コンクリートがら、アスコンガラ等）

⇒再生処理業者に委託して、破碎機等で破碎し、再生碎石や再生アスコンなどに加工し再資源化する。

②木くず

⇒再生処理業者に委託し、チップ化し、燃料や紙の原料などに加工し再資源化する。

③汚泥

⇒脱水、乾燥処理、造粒固化等により土砂、改良土、流動化土等に加工し再資源化する。

④廃プラスチック

⇒破碎し、プラスチックの原料にしたり、紙くずと混合し熱溶融・成型処理により R P F（固形燃料）に加工し再資源化する。

⑤廃石膏ボード

⇒選別、破碎により紙と石膏に分け、紙の原料、地盤改良材の原料などに加工し再資源化する。

⑥混合廃棄物

⇒選別により、上記①～⑤等の再資源化を行う。

⑦廃石綿、石綿含有産業廃棄物

⇒最終処分場に直接埋め立てる。

別添 2 管理体制図

当社の管理体制は下図のとおりであるが、当社は建設会社のため、管理体制は事業場により異なる((特別管理)産業廃棄物処理管理責任者、保管場所管理者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者は事業場により異なる)。

廃 棄 物 排 出 管 理 組 織 表 (兼: 処理委託業者一覧)			
工事			
統括産業廃棄物処理管理責任者		① 管轄内の全ての作業所における産業廃棄物管理を統括、監督する	
部長 建築部長又は土木部長			
産業廃棄物処理管理責任者		① 産業廃棄物の排出抑制、再利用、再資源化、減量化、保管及び処理基準の順守、管理(委託契約含む)及びマニフェストの交付・処理確認に関する監督 ② 産業廃棄物に関する管理体制、業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発	
作業所長 当該事業場作業所長			
特別管理産業廃棄物管理責任者		① 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 ② 特別管理産業廃棄物処理計画の立案 ③ 適正な処理の確保(保管状況の確認、委託業者の選定や委託の実施、マニフェストの交付・保管)	
資格を有している当社職員から選任する			
保管場所管理者		① 保管基準の順守、管理(主に以下のもの) ・保管場所における囲いの設置 ・保管に關しての必要事項記載の掲示板の設置 ・廃棄物の飛散、流出、浸透、悪臭の発散の防止	
当社職員から選任する			
協力業者			
災害防止協議会兼施工体系図のとおり			
注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特(特)処分ルート欄: 同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。			
番号	処分ルート	業 者 名	許 可 番 号
1	特		
2	特		
3	特	当該事業場にて処理委託契約を締結する収集運搬業者	
4	特		
5	特		
注: 特別管理産業廃棄物を処理委託する業者は、○印を記す。特(特)処分ルート欄: 同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。			
番号	処分ルート	業 者 名	許 可 番 号
1	特		
2	特		
3	特	当該事業場にて処理委託契約を締結する中間処理業者	
4	特		
5	特		
注: 処分ルート欄: 同一マニフェストでの処理ルート毎に、識別記号を付す。			
番号	処分ルート	業 者 名	許 可 番 号
1			
2			
3		当該事業場にて処理委託契約を締結する最終処分業者	
4			
5			
6			
7			

最終処分委託業者と直接契約する場合は、点線を実線にする。

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量
計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行 った(行う)量	自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行 った(行う)量	処理の委託											
	排 出 量			自ら熱回収を行 った(行う)量		自ら中間処理により 減量した(する)量			全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量				再生利用業者への 処 理 委 託 量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	
											現 状		計 画		現 状		計 画		現 状	
現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	
汚泥	5,489.00	4,940.10	—	—	—	—	—	—	—	5,489.00	4,940.10	44.00	39.60	5,489.00	4,940.10	0.00	0.00	0.00	0.00	
廃プラスチック類	1.26	1.13	—	—	—	—	—	—	—	1.26	1.13	1.26	1.13	1.26	1.13	0.00	0.00	0.00	0.00	
木くず	1.98	1.78	—	—	—	—	—	—	—	1.98	1.78	1.98	1.78	1.98	1.78	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.90	4.41	—	—	—	—	—	—	—	4.90	4.41	4.90	4.41	4.90	4.41	0.00	0.00	0.00	0.00	
がれき類	782.24	704.02	—	—	—	—	—	—	—	782.24	704.02	5.92	5.33	782.24	704.02	0.00	0.00	0.00	0.00	
建設系混合廃棄物(管理型含む)	30.55	27.50	—	—	—	—	—	—	—	30.55	27.50	25.87	23.28	29.77	26.79	0.78	0.70	0.00	0.00	
がれき類(石綿含有産業廃棄物)	4.44	4.00	—	—	—	—	—	—	—	4.44	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	